

事業再構築補助金の見直しについて

(2022年度第二次補正予算分)

【主な見直し内容】

1. 成長枠の創設(旧通常枠を見直し)

- ・過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態(※)に属していること
- (※)対象となる業種・業態は、事務局で指定(公募開始時に事務局HPで公開予定)

2. 産業構造転換枠の創設(新設)

- ・過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属していること
- ※業界団体等が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定
(申請受付期限：2023年4月7日(金)18時まで(一次締切り分))

期間については、過去10年の場合、コロナによる特異的な影響を除外するため、原則コロナ前である2019年までの期間として申請。コロナ後の期間を含んでいる場合でも、コロナによる特異的な影響を受けていないと認められる場合(例えば、コロナ後に市場規模が激減したが、市場環境の変化によりそれが中長期的なトレンドとなると考えられる場合)には可。

産業構造転換枠の創設

- 国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援。
- 対象経費に廃業費を追加し、廃業費がある場合は補助上限額を上乗せする。

産業構造転換枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下のいずれかを満たすこと

- ① 過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属していること
- ② 地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域に属しており、当該基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること

※①については、業界団体が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定します。（3月上旬受付開始予定。）

又は、コロナ後～今後の10年間で市場規模が10%以上縮小することについて、応募時に客観的な統計等で示していただき、事務局の審査で認められた場合にも対象となります。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

※②については、要件を満たす地域であることについて、自治体が資料を作成し、証明する必要があります。（3月上旬受付開始予定。）公募開始時に指定された地域を公表します。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額（※）	補助率
20人以下	2,000万円	【中小企業】 2/3 【中堅企業】 1/2
21～50人	4,000万円	
51～100人	5,000万円	
101人以上	7,000万円	

※廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乗せ

事業再構築補助金 第10回公募要領(抜粋)

項目	産業構造転換枠	最低賃金枠
概要	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の中小企業等が取り組む事業再構築を支援	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等の事業再構築を支援
補助金額	中小企業者等、中堅企業等ともに 【従業員数20人以下】 100万円～2,000万円 【従業員数21～50人】 100万円～4,000万円 【従業員数51～100人】 100万円～5,000万円 【従業員数101人以上】 100万円～7,000万円 ※廃業を伴う場合は、 廃業費 を最大2,000万円上乘せ	中小企業者等、中堅企業等ともに 【従業員数5人以下】 100万円～500万円 【従業員数6～20人】 100万円～1,000万円 【従業員数21人以上】 100万円～1,500万円
補助率	中小企業者等 2/3 中堅企業等 1/2	中小企業者等 3/4 中堅企業等 2/3
補助対象事業の要件	① 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること【事業再構築要件】 ② 事業計画について認定経営革新等支援機関の確認を受けていること。補助金額が3,000万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関(金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみでも可)の確認を受けていること【認定支援機関要件】 ③ 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること【付加価値額要件】(※) ④ 現在の主たる事業が過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属しており、当該業種・業態から別の業種・業態に転換すること【市場縮小要件】 (※)付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費の合計額	① 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること【事業再構築要件】 ② 事業計画について認定経営革新等支援機関の確認を受けていること【認定支援機関要件】 ③ 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること【付加価値額要件】 ④ 2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が対2019～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%減少していること(当該要件を満たさない場合は、2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計付加価値額が対2019～2021年の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していることでも可。) ⑤ 2021年10月から2022年8月までの間で、3か月以上最低賃金＋30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること【最低賃金要件】

廃業費(産業構造転換枠に申請し、既存事業の廃止を行う場合のみ) ※上限額＝補助対象経費総額の2分の1又は2,000万円の小さい額

- ① 廃止手続費(既存事業の廃止に必要な行政手続を司法書士、行政書士等に依頼するための経費)
 - ② 解体費(既存の事業所や事業において所有していた建物・設備機器等を解体する際に支払われる経費)
 - ③ 原状回復費(既存の事業所や事業において借りていた土地や建物、設備機器等を返却する際に原状回復するために支払われる経費)
 - ④ リースの解約費(リースの途中解約に伴う解約・違約金)
 - ⑤ 移転・移設費用(既存事業の廃止に伴い、継続する事業を効率的・効果的に運用するため、設備等を移転・移設するために支払われる経費)
- ※ 既存事業の廃止とは、事業再構築にともない、営んでいる既存事業を廃止し、今後一切行わないことをいう。複数事業を営んでいる場合はそのうちの一つ以上を今後一切行わないことをいう。例えば、3店舗営む事業のうち1店舗を閉めるなど、事業の一部を閉めることは廃止には該当しない。